中井町中小企業振興融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業の事業活動に必要な資金の融資を行い、町内中 小企業の健全な発展及び振興を図ることを目的とする。

(融資資金の預託)

- 第2条 中井町(以下「町」と言う。)は、中小企業者(資本金の額又は出資の総額が1,000万円以下で、常時使用する従業員の数が300人(卸売業にあっては100人、小売業にあっては50人)以下の商工業者であること。)の資金融資を円滑にし、その育成を図るため、預託契約を締結した金融機関(以下「金融機関」と言う。)に対し予算の範囲内において必要と認める金額を、融資資金として預託する。
- 2 金融機関は町と協議の上、前項の預託金の25倍の額以内で融資の総額を 定め、金融機関の責任において町内の中小企業者に対し、資金の融資業務に 当たるものとする。

(融資を受ける資格)

- 第3条 資金は、町内に店舗又は工場等を有する中小企業者で、次に掲げる要件に該当する者に融資する。
 - (1) 町内に1年以上継続して同一事業を営み、かつ個人にあっては町内に1 年以上居住していること。
 - (2) 町税の納税義務者であって、町税を滞納していないこと。
 - (3) 返済能力があること。
 - (4) この要綱による融資の保証人になっていないこと。

(資金の種類及び融資額)

- 第4条 資金の種類は、運転資金、設備資金、運転設備併用資金とする。
- 2 資金の融資額の上限は、1業者あたり、運転資金・設備資金については1, 000万円、運転設備併用資金については1,250万円とする。

(融資の条件)

- 第5条 資金の融資条件は、次のとおりとする。
 - (1) 融資期間 運転資金、設備資金及び運転設備併用資金すべて7年以内と

する。

- (2) 返済方法 融資の日から6月以内の据置期間も可能とし割賦返還とする。 ただし、繰上げ返済することができる。
- (3) 利子 町長が金融機関と協議して決める。
- (4) 信用保証 資金の融資を受けようとする者は、原則として神奈川県信用 保証協会の信用保証をつけなければならない。

(融資の申込み及び依頼)

- 第6条 資金の融資を受けようとする者は、資金融資申込書(様式第1号)に 所要事項を記入し、町長に提出するものとする。
- 2 町長は、前項の申込書を受けた場合は、所要調査の上、適当と認めるもの については、金融機関に対して、資金融資依頼書(様式第2号)により融資を 依頼するものとする。

(融資の審査)

- 第7条 金融機関は、前条の依頼書を受けた場合は、所要の調査の上、適当と 認めた時は速やかに、貸付けを行なわなければならない。
- 2 金融機関は、融資を行った時は、速やかに町長に報告するものとする。

(連帯保証人の資格)

第8条 連帯保証人は原則不要とする。ただし、金融機関又は神奈川県信用保証協会が特に必要と認めた場合は、連帯保証人を1名以上立てなければならない。

(連帯保証人の義務)

第9条 連帯保証人は、資金の融資を受けた者(以下「借受人」と言う。)が債務を履行しない場合は、直ちにその債務の返還の責めを負わなければならない。延滞損害金についても同様とする。

(延滞損害金)

第10条 金融機関は、借受人が返還期限に債務の返還をしない場合は、町長 と協議して定める延滞損害金を徴収することができる。

(金融機関の報告)

第11条 金融機関は、毎月末日現在の融資状況を翌月10日までに町長に報

告しなければならない。

- (1) 融資制度月例報告書(様式第3号)
- (2) 融資状況報告書(様式第4号)

附則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年9月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する 附 則
- この要綱は、平成30年8月1日から施行する 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する

中井町中小企業振興融資申込書

(信用金庫 支店経由)

中井町長 殿

申請者住所

信用金庫 支店 殿

年 月 日

町税納入状況

本事業所(私) は、中井町中小企業振興融資の申請にあたり、 年 月 日 現在町税の滞納はありません。

なお、町税完納の有無について確認することに同意します。但し、この融資に関する ものに限ります。

事 業 所 名					説納入状況は	月 日現在滞			
代 表 者 名	(FI)			納がありません。 税務町民課長					
電 話				(担当者	音確認 印)			
			円	融資期間		 ヶ月			
	□新規		□ 追加		□ 借換え				
融資金額	※追加・借換えを選択した場合のみ記入								
	現在融資	現在融資を受けている金融機関 (信用金庫 支店)							
返 還 方 法	毎月割り	武返済							
資金の用途	□運転	資金	□設備資金	金	□ 運転設備併用資金				
頁 並 切	(具体的	的に)							
営 業 場 所	中井町			営業の種類					
町内営業年数			年	居住年数		年			
資 本 金			円	従業員数		人			
畑 しの担 へ	続柄	氏	名	生年月日	職業又	は役職名			
個人の場合 世帯構成									
世冊供及									
法人の場合									
役員構成									
上記者に対する	る融資が泡	央定した場合は、	借入れ人に	対する連帯債	務を負担致	します。			
連帯保証人	住 所			職業		年齢			
	氏 名		(FI)	申請者との関					
· 本 世 伊 恕 ↓	住 所			職業		年齢			
連帯保証人	氏 名		F	申請者との関係					

中井町中小企業振興融資依頼書

中 第号年 月 日

信用金庫 支店 殿

中井町長

中井町中小企業振興融資の希望が次のとおり提出されたので依頼します。

				申	請者	省 住	所				
借	入		れ	事	業	所	名				
希	望		者	代	表	者	名				
				電			話				
融	資金	È	額						円	融資期間	ヶ月
返	還力	Ī	法		毎月割賦返済						
					運転	5資金	金			(具体的に	.)
資	金の	用	途		設備	肯資金	金				
					運転	云設值	備併	用資金			
営	業場	景	所	中表	井町					営業の種類	

(注) この依頼書は、 年 月 日まで有効です。

中井町中小企業振興融資制度月例報告書

年 月 日

中井町長 殿

金融機関名

年月分の融資状況について次のとおり報告いたします。

区 分	件数	金額
前月末融資残額		
当月の融資額		
当 月 返 済 額		
現在融資額		

中井町中小企業振興融資状況報告書(月分)

年 月 日

中井町長 殿

金融機関名

【融資実行】

事業所名	代表者名	住所	資金の	融資金額	融資	返済完了
7 / (//)			種類		年月日	予 定 日

【完済】

事業所名	代表者名	住所	資金の 種 類	融資金額	融 資 年月日	返済完了 予 定 日